

紀美野町第2回定例会会議録

平成26年6月20日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成26年6月20日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第 2 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 3 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について）
- 第 4 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて
（訴えの提起について）
- 第 5 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）
- 第 6 議案第81号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第82号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第83号 紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第84号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第85号 副町長の選任の同意について
- 第11 議案第86号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第87号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第88号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第14 発議第 2号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 陳情第 2号 永谷地区集会所の改築について

- 第 16 議員派遣について
- 第 17 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第 18 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第 19 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○追加議事日程（第 3 号の追加 1）

- 第 1 発議第 3 号 集団的自衛権の行使に反対する意見書（案）について
- 第 2 発議第 4 号 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書（案）について
-

○会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 19 まで
- 追加日程第 1 から日程第 2 まで
-

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
11 番	上 柏 皖 亮 君
12 番	美 野 勝 男 君
13 番	美 濃 良 和 君

14番 小 棕 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	中 村 公 彦 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時05分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第76号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） それでは、二、三質疑をさせていただきます。

町税条例を改正する条例なんですが、いろいろポイントはあるんですが、例えば34条の4は法人税割の税率を平成26年10月1日に開始する事業年度から12.3%を9.7%に引き下げるとか、それから附則の第6条は阪神淡路大震災、東日本大震災の被災者に対する居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度を廃止するとか、附則22条もそういう類いの東日本大震災に係る特例の削除で、23条もそういう特例の削除です。

ただ、やっぱりこの条例改正で一番大きなポイントとなるのは、条例改正案の82条の軽自動車税の引き上げという、軽減措置とか経過措置とかがいろいろ措置というか特例など条件の違いはありますけども、やっぱり時期の違いとかいろいろあってもとにかく軽自動車税を引き上げる改正というのが一番大きなポイントだと思うんです。

そこでお伺いしますが、先ほどから言いました阪神淡路大震災とか東日本大震災の被災者に対する特例の廃止とか、こういった被災者の特例廃止などの適用対象者というのは現在町内に居住する適用対象者があるのかどうか、現在。

それから軽自動車税の引き上げで、ちょっと難しいんでしょうけど、この条例の適用される町内の軽自動車の営業用それから自家用も含めて、そういう軽自動車の登録台数というのは推定でどの程度なのか、その2点についてまずお伺いします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

阪神大震災並びに東日本大震災についての該当者でございますが、該当はございません。

軽自動車につきましては、平成27年度に推測される26年4月1日現在の課税台数で試算いたしますと、約224万9,800円の27年の増収になるかと思います。また先ほど御質疑いただきました軽四輪につきましては、平成27年3月31日以前の登録者については旧税額、26年度の税額をもとにするというふうに経過措置の中に書かれております。よって、27年度4月1日の登録3輪以上の軽自動車税については新条例の税額になりますが、それ以前、27年3月31日以前については旧の税額になりますので、27年度においては3輪以上の軽自動車については税額は26年度の税額のままでございます。

軽四輪の乗用車については2,745台、軽四輪乗用貨物が1,952台でございます。そして四輪の営業貨物については20台でございます。この分については27年度に対しては税額はそのまま、現状のままになります。以上をもちまして答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) 確認しますけど、現在登録して使用されているというか、現在登録している軽自動車については適用外であると。平成27年度、つまり来年の4月1日から新しく買いかえなりで登録する軽自動車からこの条例は適用されるということで、例えば今老朽化が進んでいて、古くなったんで買いかえようかということで新しく軽自動車を購入する部分からその適用があると、軽自動車税が上がるということで、そういうことで確認させていただいてよろしいかどうかということと、もちろんどれだけ新規に買って登録するかということは今から予測するというのは難しいと思うんで、税収がどうなっていくかという予測も難しいと思うんですが、現在の分については対象外であるということで、再度確認させてください。

それから、軽自動車というのはここで今登録されている軽自動車の台数が2,749

台と1,942台とか、非常にこういう過疎地というかでは軽自動車がないと生活できないという、道も狭いしということもあって、そういうこともあるんで、そういう新しく買いかえる場合とかだけだということですけども、やっぱりそれなりに生活への影響というのはあろうと思うんです。そういうことについての認識はされているのかどうかだけお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 1点目の御質疑にお答えいたします。

田代議員の言われたとおりで、ただし初年度登録という形になります。27年4月1日以降に登録された車については、3輪以上の軽自動車については新条例の税額に伴うものでございます。

2点目の生活についてのことなんですけども、軽自動車については昭和33年に軽自動車税の創設がありました。昭和51年には360CCから550CC以下の規格改正がありました。昭和54年には軽自動車税の乗用車が税率が5,900円から6,500円、軽四輪貨物が3,300円から3,650円に条例改正がされております。59年には軽自動車乗用が6,500円が7,200円、貨物が3,650円から4,000円と、昭和64年に550CCから660CCになっております。全長が3メートル20センチから3メートル30センチ、平成8年には全長が3メートル40センチ、全幅が148センチ以下となっており、小型乗用車との税率比較といたしますと約4倍、軽自動車の4倍に当たります。その観点から、軽自動車の居住性並び向上性について小型乗用車との差異がないという判断のもとで税額が上げられたというふうには聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは、質疑させていただきます。

この新旧対照表のほうで聞きたいと思うんですが、1つは2ページにありますところの法人税割の税率で34条の4に一番上にありますが、法人税割の税率は100分の12.3としてたものを100分の9.7と、こうなるようになるんですね。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、専決をされたわけですけども、専決というのは議会を開く暇がないと

いうことでされるわけですが、先ほどからの説明等々も聞きまして、平成27年、つまり来年度の4月からの適用の部分が多いように思います。とするならば、ここで専決をする必要があったのかどうか、そのところについてお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

法人町民税税割12.3が9.7%ということで、偏在是正という問題がございまして、偏在是正、財政上での偏在是正ということで法人町民税税率を9.7%に下げる、その差額と県民税の差額を合計いたしますと4.4%になります。4.4%につきましては、法人税と別に地方法人税という税目が国税で設けられております。4.4%の地方法人税は交付税の原資となり、不交付団体ではなく交付団体の市町村におりてくるということになっております。

2点目の専決処分についてですが、今回について税条例を改正することにより住民の皆様がいち早く周知をさせていただきたいという願いのもと、専決をさせていただきましたので、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 2ページにあるところの34条の4の法人税については、今の説明、偏在是正ですか、というふうな御説明であったかと思うんですが、その説明であったんですよね。4.4%、100分の12.3から100分の9.7を引いたらその4.4になるという説明でしたか。ちょっとよくわからなかったんですが、そのところを交付税のほうに回すと、そういうことですか。

偏在是正というのは要するに偏ってるところを直していくと、こういうふうな意味合いなんでしょうね、偏在という説明だったら。それが要するにもう少しそのところ交付税に回すというのは当然地方財政の弱いところに多く回ってくるということにはなるんかと思いますが、そのところちょっともう一度お願いしたいと思います。

それから課長は周知を徹底させると、いち早くさせるためにこのように専決でやったということなんですけども、別にこの分を6月議会でやっても問題はないわけでしょ。

周知を徹底させる時間がないというふうなことにはなりにくいんではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 先ほどの法人町民税の１２．３％から９．７％の部分につきましては、町法人町民税が２．６％、法人県民税が５％が３．２％に引き下げられますので、合計すると４．４％になります。それを４．４％を法人税とは別に国税として地方法人税という税目で交付税の原資といたします。交付税の原資というのは、財政上豊かな市町村であれば不交付団体ですので、交付税の適用は受けられません。よって、偏った、もしくは財政上厳しいところについてはその不交付団体分の市民税割であれば２．６％、もしくは県であれば１．８％の交付税が市町村に返ってくるということでございます。

２点目の専決処分についてですが、できる限り住民の方には大きな税制改正に伴うものでございますので早く周知をし、皆様に税金の知識を、また税金に対しての興味を持っていただくために専決をさせていただき所存でございます。

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） でも、この専決を行ったのが３月３１日ですね。それからこの間、周知を徹底させるということで何かされたわけですか。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 議案書で議決をいただいてからということで、一日も早く皆様に周知をさせていただきたいと思いますので、御了解のほうよろしく願います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第７６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

１３番、美濃良和君。

（１３番 美濃良和君 登壇）

○１３番（美濃良和君） 今この問題について質疑をし、またそれに対する答弁をいただいたわけでございますけれども、先ほど来、法人税制の税率についてはわかりま

した。そんなんで財政の弱いところに回していくと、それは評価するところであります。しかし先ほど田代議員のほうからもお尋ねがあったと思うんですが、そこでやっぱり我が町の圧倒的な方々にとっては、都会では考えられないぐらい交通の問題、交通の利便が悪いと。都会においては、ほとんどそういうふうな自分の交通の手段は持たなくても公共交通で間に合うところがあるわけでありまして。それがうちのところではないと、そういうふうなことでミニバイクから始まっているいろんなものを所有していると思うんです。これは決して遊びにいくとかそういうんじゃないということは一つ抑えなければならぬというふうに思います。

さて、この間に消費税の増税があったわけでございますけれども、自動車業界から自動車取得税、これについて二重課税だっていうことで正すように国のほうに働きかけがあったようであります。それに対して消費税が８％になったときに、これに対して自家用車でことしの４月１日から５％から３％に、そして営業自動車・軽自動車は３％から２％に軽減されると、それが消費税が１０％になったところでこれがなくなるという、そういうふうなことになるようでありますね。これについては知事さん方がそれでは財源が厳しくなるとか、そういうふうなことがあって要望していたので、それではっていうことで、こういうふうに私たちの一番身近な問題のミニバイクやこういう軽自動車等に税の引き上げがあるようであります。

やはりこれは当然町長が悪いとか誰が悪いというふうな地方の問題を言っても始まらなくて、かえって我々が団結して国のほうに物を申しなけりゃならない。だってそうでしょ。今までエコ減税でよほどそういうエコの車に変える方と、それから自動車を作る側の自動車業界は増収になったはずであります。そういうふうなところであって、さらにまたこういうふうに取り得税を下げていくと、それをこちらのほうに回すということになってきたら、これは大きな問題であるかと思います。

こんなことで、私がこのように本当に身近な問題であるミニバイクやそれから軽自動車、こういうところに対する増税と、こういうことについては納得することはできません。そういうことから、この専決案に反対いたします。

(13 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第76号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第76号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第2 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第77号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、議題とします。
これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 議案第77号について質疑をいたします。

国民健康保険税の賦課限度額を後期高齢者支援で2万円引き上げ、10万円から16万円、14万円から16万円になります。一方介護納付金で2万円引き上げて12万円から14万円にするということで、両方合わせると4万円の限度額が引き上げられます。今まで12万円で適用を受けたのに14万円ないと受けられなくなるし、14万円で受けた人は16万円まで引き上げられるということです。

ただ、限度額の適用を納税義務者という項目を外して、例えばひとり暮らし世帯でも受けられることになるというか、まあ、広げるということですね。それから低所得者保険料の軽減の拡充ということで、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するという措置がとられています。

そこで、賦課限度額の適用対象世帯の推移というのは、後期高齢者支援と介護納付金とそれぞれどうなるのかお願いいたします。推定で結構です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

健康保険の限度額の引き上げについてではございますが、介護納付金並びに後期高齢者支援金につきまして各2万円ずつ上昇しております。これにつきましては中階層の納税義務者の方を配慮されたものと思います。限度額の超過者につきましては、介護納付金につきましては改正前が12名でしたが、改正後におきましては8名、同じく後期高齢者支援金分につきましては改正前は16名であった方が9名となっております。

また平成25年の3月末の国民健康保険被保険者によって試算いたしましたところ、全体ではございますが、5割軽減者が改正前より194名の増、2割軽減が改正前より33名の減となります。世帯におきましては5割軽減額が改正前より222世帯、2割軽減世帯が改正前より19世帯の減となっております。以上で答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) 低所得者保険料の軽減拡充で、限度額が上がった分はいわゆる限度額で支払いの猶予を受けられる人が後期高齢分で12名から8名、介護納付金で16名から9名に減ということだと。思ったよりも少ないと思うんですが、それにしても減ってくるということなんで。

それと低所得者保険料の権限拡充で、5割軽減世帯はふえるが2割軽減世帯はこれでもふえない19世帯の減だというふうに聞こえたんで、そういうことですね。5割がふえるが、要するに5割分軽減される人はふえるけれども、2割軽減が減るというのはどういう仕組みによるものか、その辺のことをお願いします。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長 (西岡秀育君) 田代議員の再質疑にお答えいたします。

5割軽減につきましては、世帯主を除くという文言があります。世帯主を除くということは、今まで現在単身世帯であった方が5割軽減の対象者にはなっていないということと、その5割軽減に2割軽減から5割軽減に移行した方がおられるというふうに解釈しておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 整理しますと、今まで2割だけを軽減された人が、この制度によって5割軽減のほうへ移行して、だからその関係で2割軽減が減って5割軽減がふえたんだと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。その点だけちょっと確認させてください。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 田代議員の言われるとおりでございます。答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） 賛成討論を行います。

国民健康保険税の賦課限度額が後期高齢者で14万円から16万円に、介護納付金で12万円から10万円に、この部分で合わせて4万円引き上げられるということで、その適用を受ける対象者が減るわけです。ですが、低所得者保険料の軽減拡充策として先ほどもお尋ねしたように、2割軽減だった人が5割軽減へ移行して2割は減るけども5割の軽減を受けられる人はふえるということで、いわゆる低所得者保険料の軽減拡充策ということがありますので、前半の部分は問題を感じるんですが、後半のいわゆる低所得者拡充ということで前向きな改正であるという部分もありますので、評価できると考えて本条例改正案に賛成させていただきます。以上です。

（3 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第77号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について)

○議長(小椋孝一君) 日程第3、議案第78号、専決処分の承認を求めることについて(平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について)、議題とします。
これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第78号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第78号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて

(訴えの提起について)

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第79号、専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）、議題とします。

これから質疑を行います。

1番、七良裕 光君。

（1番 七良裕 光君 登壇）

○1番（七良裕 光君） 2点確認をさせていただきたいと思います。

1点目ですが、請求の要旨の文中に所有権保存登記したものであるというように明記されておりますが、保存登記をされた時期についていつなのかお尋ねしたいと思います。

2点目につきましては、同じく請求の要旨の文中に後段部分でございますが、身内の者がこれら土地及び建物を安価に落札しようと画策したと思われと明記されております。その文言の根拠についてお伺いいたしたいと思います。以上2点、よろしくお願いします。

（1番 七良裕 光君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 七良裕議員の御質疑にお答えを申し上げます。

登記された物件については5件ございまして、その日付につきましては平成24年5月24日でございます。これがまず1点目でございます。

それから身内の者が画策によって云々の文言でございますけれども、その趣旨といたしましては、私ども最初の人に、この裁判に係争するときに仮差し押さえをした物件がございます。その上に第三者の名義で登記されたものがあるということにつきましては、今後競売をするときにどうしてもやはりその価格が下がるということの中で、あえて意識的にそういうことをされたものと思慮するという判断のもとでの要旨でございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 訴えの提起について、ここがございます19ページの請求の要旨について、その要旨の中の4行目に5件の未登記物件がありということであり

それから、その下に7行目あたりに[]氏の所有になっていたということですが、その経緯、[]という方は[]氏の息子の奥さんですね。ここにどうして登記がされていったのか。普通は[]氏のお父さんのものであるならば当然亡くなっているし、そういうことで[]氏の兄弟で登記がされていくと、そういうことになっていくと思うんですが、それが平成24年の段階でどうして[]氏のものに登記をされたのか、それはどういうことであつたのか、そこのところの御説明をお願いしたいと思います。

願いたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） もう1点お聞きしておきたいと思います。

■■■■氏の所有物件、保存登記されたもの、平成24年っていうんですから、もうこの裏金問題が発覚して大きく騒いでるさなかなんですよね。その中で、さっきちょっと答弁が抜けたんですけども、現在■■■■氏の所有物件になっているものの前の持ち主は誰だったんですか。■■■■氏からそういうふうに■■■■氏に対して登記が行ったのかどうか、そのところはどうか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

これは要旨でも触れておるんですけども、この5つの物件につきましては未登記物件でございますので、その前の所有者は誰だったのかというのは、私どもは■■■■氏が所有であったと考えております。ただ、その前は誰だったのかということにつきましては、今それを係争していくわけでありまして、この5つの物件につきましては未登記であったという事実があります。ただ、私どもはこれを訴えによって、もともとこれは■■■■氏のものではなかったのかと考えておるところでございます。ただ、これにつきましては今後裁判で争われることになります。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） そうすると、5件の物件があったと、そこで■■■■氏の御家族がそれぞれ居住されておったということでございますけども、未登記っていうんですね。とすると税はどうなっていたんですか。固定資産税はどうなっていたのか、それはどうですか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

5つの物件がございまして、先ほど5つの物件の内容を申し上げましたけれども、そのうち3物件につきましては課税をされてございました。そのうち2物件については税が課税されておられません。それは先ほど言いました物置、6.82平米の物置と37.5平米の車庫、この2物件につきましては課税がなされていないという事実がございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第79号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（小椋孝一君） 日程第5、議案第80号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 80 号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第 6 議案第 81 号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 6、議案第 81 号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 81 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 82 号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 7、議案第 82 号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

13 番、美濃良和君。

（13 番 美濃良和君 登壇）

○13 番（美濃良和君） それでは、32 ページの 1 条、2 条というのがございま

して、その４条に町営駐車場っていうのは小畑団地とそれから今回の福井第３団地を加えるということかと思いますが、それで９条に駐車場が書いていますが、月額３，２４０円だったのを２，１６０円に下げるというふうな案でございますけれども、それについてもう少し、どうしてこのような金額にしたかについて御説明をお願いいたします。

（１３番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 美濃議員の質疑にお答えいたします。

第９条の月額３，２４０円を月額２，１６０円に改めることについてですけども、この前も説明させていただいたんですけども、平成２６年の３月県議会で和歌山県が改正した駐車場料金は、１区画月額が和歌山市内においては３，１５０円、和歌山市以外の市については２，５２０円、その他の地区については２，２１０円に伴う整備を図るため改正をいたします。そういうことで御理解いただきたいと思います。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） それでは、その県の料金をもとに設定したということなんですけれども、地域の民間の駐車場の料金等々比較して、そここのところの問題はないのかどうか、そこだけ確認をしておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 今言われましたように一般の駐車場の関係はございますけども、一応県の県営住宅のほうでことし４月から駐車場を整備して２，２１０円ということになっていきますんで、それに伴って改正させていただいたわけでございます。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第８２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第83号 紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第8、議案第83号、紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 雨山水辺公園条例の一部を改正する条例です。指定管理ということで、もうひとつイメージとかどういうことになるのかっていうのが湧かないんですけど、指定管理ってということで、募集したら手を挙げてくるというかそこを受けて何とかしたいという団体なりがあるのか、それとも将来そういうこともあるから指定管理という話が出てきたときに条例をつくっといたら指定管理にしてもらえることができるからということで、そういうもうひとつ漠然としたって変なんですけどそういうようなことでの指定管理条例の改正なんか、その辺のことをちょっとお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 田代議員の質疑にお答えいたします。

指定管理にする団体があるのかということでございますが、雨山水辺公園につきましては、町民の健康増進と町民の憩いの場に供するために平成11年度に国の事業を受けて整備されたものでございますが、既に14年が経過しており、利用される機会が非常に少なく、また施設の修繕が必要な場所も出てまいりました。

指定管理者に管理を行わせることができるように条例改正を行い、施設の有効利用を図っていきたいと考えてございます。現時点では指定管理はどこという団体はないんで

すけれども、真国地区において雨山を拠点にまちづくり事業をしたいということもございますので、適切に管理を行っていただける計画等であれば、また協議をさせていただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 有効利用ということですが、今のところイベント程度のことにしか利用されていないという認識なんです、それ以外に何か利用できるというようなことを想定しておられるのかどうか、その辺のことをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

有効利用があるのかということでございますが、現時点は余り利用されることがないので、これから整備をして有効利用を行っていただけるような団体があれば協議をさせていただきたいと思っています。ただ、真国地区において雨山を拠点にという話もございまして、あそこにトイレがございまして。そのトイレを一般開放させていただいて何らかの有効利用を図っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第83号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第84号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第84号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） この条例の改正案の条文でいくと、町内で催される比較的大きな、例えば町内だったら一番大きいのは文化センター横の木のぬくもり広場ですけども、ふれあい公園とかくすのき公園とかいう露店とかいうのもありますし、ある程度のイベントであれば、ほとんどに祭りとかイベントに適用されるんじゃないかというふうに感じるんですが、そういうことに条例が変わったんですよということでの周知徹底はどうされるのか、その辺のことをお願いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 田代議員の御質疑に答弁させていただきます。

今回の条例改正に関する適用範囲に関しまして、町内で催されるいろんなイベントほとんどにかかわりが出てくるんじゃないかということですが、確かにこの消火器の設置義務であつたりとか、もしくは届け出義務に関しましてはほとんどの催し物に適用が出てきます。

しかしながら大規模なといった部分に関しましては、あくまでも店舗数が100店舗を超えるとといったような規模でございまして、私ども今までの状況を調べてみましたが、このきみの夏祭りに関しましてもせいぜい店舗数は50店舗までといったようなことを聞いておりますので、この後段の大規模といった部分に該当するイベントっていうのは現在のところ町内ではなかろうというふうに考えております。

あと、周知の方法でございまして、いろんなイベントに関する企画立案する部署等々に改正要旨、またいろんな消防としての対応事項、こういったことをきっちりと書面にて周知をさせていただくとともに広報紙等々活用させていただきまして、こういったイベントをする際の履行義務に関しましても徹底をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 100店舗っていうことになるのと相当大きな、恐らくきみの夏祭り、花火は使うんですが、そういう非常に大きなイベントやないと適用されないということで、先日ふれあい公園での大きなイベントで私お手伝いしたんですけど、それかなり大きかったけど100店舗あるかと言われるとちょっとあれなんですけど、ただ、そういう適用されるイベントというのは恐らく町内で催されることはないであろうというふうに100店舗となると思うんですが、ただ、21条に将来の問題として例えば電気を熱源とする器具という規制があるんですが、熱源でなくても例えば照明であるとか音響なんかでも電熱器を超える電量を必要とする場合があります。例えば野外でコンサート等を行う場合はそういう店舗のあれにもあるんで、そういう大きなイベントじゃないと適用はないということなんですけど、普通は野外でコンサート等を行う場合は30アンペアぐらいの電源を必要とします。

先日ふれあい公園のステージでやってみたらやっぱり電量が足らなくてということもあったんですが、そういうこともあるんで、特に照明、夜間にやるときの照明やとか音響やとかというのも一応の注意が必要じゃないかと、そういう大きなイベントになってきたら、ただ100店舗も超えるようなイベントがそうあるかどうかはわかりませんが、そういうことも含めて認識しといたほうがいいんじゃないかと思いますので。以上です。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

再度説明をさせていただきます。100店舗を超えるとといったような規模の催しでいろいろと条例規制がかかってくる部分といいますのは、あくまでも火災予防上で必要な業務に関する事前の計画をつくったりとかといったような、特に防火管理上の指導を徹底しなければならない催しということで御理解を賜りたいと思います。

あとはその消火器の設置に関しましても、これもほとんど全ての催しの際で、なおかつ今議員がおっしゃられるように火気対象器具ということで火を使用する器具、また液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具、また電気を熱源とする器具、こういったものを使う催しの場合にはほとんど該当いたしまして、当然消火器の設置義務も生じますし、消防本部のほうへの届け出義務も生じますので、

そういった後の対応といたしまして現地に赴きまして、当然のことながらそういった設置の状況であつたりとか、またいろんな危険の状況の確認だつたりといったような形の指導をさせていただくことになろうかと思しますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第85号 副町長の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第10、議案第85号、副町長の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第85号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 5 号、副町長の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 5 号、副町長の選任の同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 0 時 4 4 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 1 1 時 0 0 分)

◎日程第 1 1 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 1 1、議案第 8 6 号、平成 2 6 年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番（田代哲郎君） それでは、質疑を行います。

まず、4 7 ページをお願いします。歳出で、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、1 1 節需用費、修繕費 1 0 1 万 1, 0 0 0 円、かじか荘浴室の修繕という説明だったと記憶しているんですが、この件につきましての具体的な説明をお願いします。

それから 1 5 節の工事請負費、かじか荘エアコン設置工事 2 5 0 万円の計上です。この件につきましても具体的な説明をお願いします。

5 0 ページをお願いします。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1 3 節委託料 7 5 6 万円の計上です。例規整備支援業務委託料 1 0 8 万円と子ども子育て支援新制度システム改修業務委託料 6 4 8 万円の計上です。この 2 つの事業内容について

て具体的な説明をお願いします。

それから５２ページをお願いします。５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１３節委託料ということで、６次産業化地域おこし人材育成委託料２７３万７,０００円です。これも事業内容の具体的な説明をお願いします。

あと５５ページ、９款教育費の中で３項の中学校費、２目教育振興費で１８節備品購入費、施設用備品が２００万円となっていますが、これも具体的な内容説明をよろしくをお願いします。以上です。

(３番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

４７ページの財産管理費の中の需用費１０１万１,０００円の修繕費、かじか荘の関係でございますけども、これにつきましては現在露天風呂の内風呂、露天風呂と風呂の中受けなんですけども、ヒノキ仕様の天板になっていますが、そのヒノキが腐りジョイント部からのお湯漏れがあることから笠石仕様で修繕したいと思いますので、またそのほかにお年寄りに優しい手すりということで、それもつけていきたいと考えておりますので、その修繕費となっております。

それから、続きまして工事請負費の２５０万円ですけども、かじか荘エアコン設置工事ですけども、このことにつきましては、以前は健康ランドとして利用していた場所にありましたエアコンが古く、これは１８年ぐらいたっておりまして、これが壊れたので今回エアコンを設置の計上をいたしております。以上でございます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

５０ページ、１目、児童福祉総務費、１３節委託料の例規整備支援業務委託料１０８万円、それから子ども子育て支援新制度システム改修業務委託料６４８万円の内容でございます。平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、整備法、以上３法が平成２７年４月に本格施行される予定であります。

この３法の趣旨でございますが、全ての子供の良質な生育環境を保障し、子ども・子

育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供、養育支援の充実を図ることとございます。

今回提案しております子ども・子育て新制度に伴う例規の整備支援業務委託料につきましては、市町村では認定こども園、幼稚園、保育園や小規模保育等の事業について認可基準や設備、運営基準を条例で定めることが義務づけられております。当町においてもこれらの準備を定める条例のほか、関連する例規に対して全庁的な見直しが必要となるための業務委託料でございます。

また、子ども・子育て支援新制度システム改修業務委託料につきましては、施設や事業者の確認、幼稚園、保育園、認定こども園入所希望者の支給認定、施設や事業所への給付費の審査、支払い、国システムへのデータ連携といった新たな業務が発生するための事務支援システムでございます。どうか御理解いただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

52 ページです。5 款、1 項、3 目農業振興費、13 節の委託料で273万7,000 円でございます。6 次産業化地域おこし人材育成委託料ということで、野菜・果樹の生産とそれらを使ったジェラートの製造・販売を通じて6 次産業化を担える人材を育成するものでございます。1 年間の研修を通じて人材を育成する事業でございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長（中尾隆司君） 議案書の55 ページをお願いしたいと思えます。下段の9 款教育費、3 項の中学校費、2 目の教育振興費の18 節備品購入費でございます。これにつきましては、今回瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所関係整備促進基金を使わせていただき、備品を購入したいということで計上させていただいております。

1 つは野上中学校のピアノでございます。これにつきましては現在体育館に置いてい

ますピアノがかなり老朽化してちょっとタッチが悪いとか、かなり弾きにくいということでございますので、学校からの要望でピアノを購入していただきたいということで、上げさせていただいております。

もう一つは美里中学校の多目的ホールにあります会議用テーブル、また椅子でございます。これにつきましても老朽化でかなり傷んでおりますので、これも今回基金を使わせていただき、入れかえをしていきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） それでは、かじか荘のエアコンが健康ランドということで、この部分は改修内容は模様がえして改修してあるということで、先日だったんですけど、その後場所に設置するエアコンが古いのでやりかえると、旧館のほうですから、ということよろしいでしょうか。

3 款の民生費、児童福祉費、委託料 7 5 6 万円で、1 0 8 万円のほうは要するに例規条例の改正とかそういうことの関連で、その準備をするための委託であるということ。それから子ども・子育て支援新制度システム改修業務委託料なんですけど、言われたとおり平成 2 7 年度から新制度に移行することになります。保育関係者の多くの方々などからは、準備の時間が余りにも短い割には新たな業務作業の量が多いので、という声もあると聞いています。

こういうシステムの改修に支給認定とか施設の認定とかということなんですけど、いわゆる保育認定であるとか保育の給付ですか、保育の給付内容というのは今は現物給付なんですけど、新制度になってくると現金給付に変わっていくということがありまして、そのあたりがまだ不透明とは言わないですけどどうなっていくのかというのが非常に行政の方々も不安であろうと思います。

そういう保育の認定であるとか給付業務であるとか保育施設とか幼児教育施設も含めて、幼稚園というのは今のところ紀美野町にはないわけですけど、そういうことも含めてもろもろの関連の事業に対するシステムに対応するためのものなのか、その辺ちょっともう少し詳しくお願いいたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） ただいまの田代議員の再質疑ですけども、エアコ

ンの設置場所ですけれども、今回改修したカフェレストランに設置したく計上しております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

まず、子ども・子育て新システムでございます。これについてもう少し詳しく触れたいと思います。ポイントといたしましては児童手当の支給等の子育て家庭への支援、子ども園創設などの幼保一体化、国・地方の恒久財源の確保、それから制度ごとのばらばらな政府の推進体制を一元化し、財源を給付事業にに応じて一元化、子ども・子育て会議の設置が主なものでございます。

また条例や予算で御審議していただきたいと思いますが、先ほどの質疑の中に認定、それから給付について新システムで対応できるのかというふうな問いかけだったと思うのですが、一応そういうふうなシステムになっているということでございます。中身につきましては、まず介護保険と同じような認定業務がございます。第1号認定ということで保育にかけない3歳以上児、それから2号認定ということで保育にかける3歳以上児、3号認定ということで保育にかける3歳未満児、以上3つの認定がされることになってございます。

給付については、介護保険と同じような形で給付費を各事業所等に支給するというふうな制度になってございます。それが新システムで対応できるようなシステムということで現在把握してございます。以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 大体わかりましたが、何かこのシステムの構築だけがどんどん先へ進んでいくような感じで、例えばシステムはとにかく詳しいことは当然条例改正案とかそういうのが出てくるといいますので、そのときまた議論したらいいと思うんですが、私たちの心配として、こういうシステムを大幅に変えていって保護者への周知や理解が進むのかどうかという問題があるし、保育の実施義務は市町自治体にあるということにはなっているというのは児童福祉法24条はそのまま残っているんですが、ただ、そのただし書きというのがなくなってその辺がちょっと曖昧になっているんじゃないかということがありますので、そういう実施義務等についても従来と変わらない認識での事業なのかと、保護者への周知や理解がちゃんと進んでいくのかなという疑問に対してどうなのか、お答えをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

児童福祉法第24条の中に保護者の労働または疾病のために適切な保護をしなければならないという、これは児童福祉法でございます。今回提案しているのが幼保一体改革ということで、保育所の今の現在の中にこども園というふうな呼び方、最終は計画のほうで決めていただくのですが、1つの園で幼稚園部門、それから保育部門を同居させていくという形になります。保育所につきましては、保育にかけるとというのが絶対要件でございます。それから幼稚園部門については、保育にかけてなくても入所できるというふうなことがあって、全ての子供がこども園に入所できる制限が緩和されるというふうになってございます。

それから各保育所なりに児童の家庭への啓発等でございますが、大体夏ぐらいから各保育所等を通じて保育所及び町広報等に掲載をしていきたいと考えてございます。システムのお話もあったと思うんですが、一応そういうふうな形で全国統一されたようなシステムということも伺ってございます。以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 歳入の45ページなんですが、ここで国庫支出金の国庫補助金で民生費国庫補助金で80万2,000円というものがあります。これが歳出で言うなれば49ページの臨時福祉給付金給付事業費でなってくるかと思います。この臨時福祉給付金給付事業、これについてはどうなってくるのか、ここのところの説明をお願いしたいと思います。

それから52ページ、ここで農業費のところでは農業振興費、この上にあるところの農業振興費の原材料費の1,400万円、鳥獣害防止です、これは今回どこのところで事業をされるのかお聞きしたいのと、それからその下に負担金、補助及び交付金で経営体育成支援事業交付金、これについてどういうものであるのかお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

49ページの14目臨時福祉給付金給付事業費、14節使用料及び賃借料ということで、システムソフト使用料4万4,000円、それから電算ハードウェアリース料75万8,000円についてと、現在の臨時福祉給付金はどうなっているかということでございます。まず当初予算で認めていただいた臨時福祉給付金、電算システム改修委託料以外に受け付け時に本人の同意をいただき税及び住民情報の確認が必要なため、パソコン2台、それからプリンター1台のリース代、それから住民基本台帳システムソフトウェア使用料であり、受け付け用のパソコンでございます。

それから現在どういうふうな形でなっているのかということでございます。臨時福祉給付金については、7月1日から10月1日まで3カ月間受け付けを行います。対象については生活保護以外の方で平成26年度住民税が非課税である者、ただし本人を扶養されている方が課税されている場合は対象外になります。支給額については1人1万円、それから老齢基礎年金等、児童扶養手当等の受給者の方については5,000円の加算がでございます。受け付け場所については福祉センター、本庁住民課、美里支所及び各出張所へは申請書を用意いたします。

周知については、7月の広報と同じく各戸配布を予定してございます。8月、9月については広報で周知いたします。また区長会、それから民生委員会、老人クラブ役員会、介護ケアマネの会議でも説明を行います。町のホームページへの掲載、民生児童委員による各種調査時に問いかけをしていただく予定となっております。ちなみに子育て世帯臨時特例給付金については、6月1日から申請が始まり、児童手当等の現況届と同時に申請を受けております。現在450世帯中約6.5割、約300世帯の方が申請済みになってございます。以上で、説明といたします。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

52ページの3目農業振興費、16節原材料費の1,400万円でございます。当初予定していたのが10カ所予定しておりましたが、2月末の要望の締め切りによりまして21カ所の要望がございました。それで1,400万円の増額をするものでございます。どこかということでございますが、柴目2カ所、長谷、吉野、釜滝、奥佐々、円明

寺が2カ所、勝谷、動木、永谷、上ヶ井、大角、津川3カ所、三尾川が2カ所、赤木、滝ノ川、松ヶ峯、この21カ所となっております。

それから19節の負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業交付金57万8,000円でございますが、去る26年2月14日の大雪によりまして、ブドウ棚に被害が出ました。それで設置と撤去、95万3,000円の事業費がかかるわけなんです、国費が47万6,000円、それから町費が10万2,000円、あとは農業融資で37万5,000円という財源でなっております。そのための撤去と設置費用でございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 臨時福祉給付金の給付事業、これで今説明があつて450世帯のうち300世帯ですか等々のお話があつたと思いますが、これは申請しなければだめなんですよ。それであと以前消費税が5%になったときに商品券ですか、商品券を1万円か何か非課税世帯に配るというふうな形であつたと思うんですけども、このときも大変混乱したんですよ。特にうちの旧美里町においては全世帯にそういうふうな連絡が行つて、連絡をもらったところは皆もらえるかと思つて行くとだめだったと。今も説明はあつたんですけども、なぜか扶養に入っている家庭はだめなんですよ。自分の息子がどこかに出ていっているけれども扶養になっていると、そういうケースもありますから。

そういうことで、今回はそういうところでの混乱をなくさないように十分に考えてくれているんだと思いますけども、申請ですからまず申請をしなければならぬし、あとその申請をする中でそのような以前の混乱を起こすようなことのないように、その辺のところはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

まず初めに450世帯中と申し上げたのは、子育て世帯臨時特例給付金でございます。これが現在約300世帯が受け付けされてございます。それから別途7月1日から始まるのが臨時福祉給付金ということでございます。申請しなければならないのかという御質疑だったと思うんですが、あくまでも申請をしていくというのが、申請主義でございます。各世帯各戸に申請書を配布、今回はしてございません。というのが全ての対象者

が対象ということではないわけで、あくまでも本人が非課税で扶養されている方が課税であった場合に対象外になるというふうな制限がございます。今回は現金給付ということでございます。

それと混乱にならないように注意できているのかということでございます。一応受け付けは福祉センター、それから本庁住民課、美里支所ということで考えてございます。3カ月ございますので7月、8月ぐらいの出足といおうか申請状況を見計らいながら、最終民生委員が8月末現在で寝たきり老人及びひとり暮らし老人、要援護老人の一斉調査がございます。このときに再度申請してくれたかというふうな形で声をかけていただきたいというふうなことも考えて、民生委員協議会のほうへ依頼中でございます。以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 賛成討論を行います。民生費の児童福祉児童福祉総務費に計上されている子ども・子育て支援新制度システム改修業務委託料648万円なのですが、第180通常国会で子ども・子育て支援法案、認定こども園改正法案、児童福祉法の改正法を含めた関連整備法案などに、私たちは生活の党、みんなの党、社民党とともに国会では反対しました。反対したからということではなしに今後の保育のあり方、幼児教育のあり方がやっぱりどうなっていくかという部分が非常に不透明な部分もあるし、1つはこれの今後の推移というのは非常に気になることで、現実には今の保育制度で我が町においては不都合なことがあるのかという問題もありますし、今後のこの部分に対して気にはなるところなんです、今後問題点等については条例の改正案とかも出てくると思いますので、将来の推移を見守りながらやっていきたいと思います。ほかにとりたてて問題になるような補正は見当たらないので、一応26年度一般会計補正予算（第2

号)に賛成します。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第87号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第87号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 議案書の66ページ、歳出、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。賃金等が計上されております。67万5,000円で、確か保健師を臨時職員として雇用するという説明だったと思いますが、今年度は特定健康診査の受診率を従来は40%ということで進めてきましたんですが、平成26年度はどういう目標を設定されておるのか、その点だけお伺いさせていただきます。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

町におきましては、平成20年度から生活習慣病の予防や重症化の予防、また将来的

な医療費の抑制を目的として、40歳以上74歳以下の国保加入保険者を対象として特定健康診査を実施しております。また今回補正させていただいている事業につきましては平成24年度から、この特定健康診査の受診率を向上させるための事業として行っているところでございます。25年度につきましては40%ということだったんですが、本年度26年度につきましても目標受診率については40%ということで目標に決め、達成に向けて事業を進めていくということで考えてございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第87号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第88号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第88号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） 別冊の議案書になります。1ページをよろしく願います。

議案第88号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について。

紀美野町印鑑条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の

規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 20 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第 2 条の改正内容に誤りがあったため、紀美野町印鑑条例の改正を行うものでございます。

次の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例。

紀美野町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。

1 号として、15 歳未満の者。

2 号として、成年被後見人。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

まず、この提案した理由、経過について詳しく御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成 24 年 3 月 13 日に御可決をいただきました住民基本台帳の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例第 2 条の紀美野町印鑑条例の改正内容に誤りがあったため、改正をお願いするものでございます。当印鑑条例につきましては、印鑑登録及び印鑑証明書に関し必要な事項を定めたものでございまして、その改正した第 2 条につきましては印鑑登録を行う者の資格を規定したものでございます。

平成 24 年度の改正内容につきましては、外国人登録法が廃止されたことに伴い外国人登録という表示を削除するのみの改正となってございましたが、削除してはならない第 2 条の第 2 項、先ほど御説明させていただきました内容が削除するという改正内容となってございました。今回第 2 条の第 2 項を加える改正をお願いするものでございます。詳しくは別冊の参考資料である新旧対照表の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の誤りにつきましては町行政としては起こしてはならない誤りであり、町民また議員の皆さんには大変申しわけなく、深く反省しているところでございます。今後このような過ちを起こさないようにチェック体制を厳重に行うよう強化してまいりたいと考えてございます。申しわけございませんでした。以上、紀美野町印鑑条例の一部を改正

する条例の説明といたします。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 88 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 発議第 2 号 紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 14、発議第 2 号、紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提出者、副議長、上北よしえ君、説明をお願いします。

(副議長 上北よしえ君 登壇)

○副議長（上北よしえ君） 発議第 2 号

平成 26 年 6 月 20 日

紀美野町議会議長 小椋孝一様

提出者 紀美野町議会副議長 上北よしえ

賛成者 紀美野町議会議員 七良裕 光

町田富枝子

加納 国孝

北道 勝彦

向井中洋二

伊都 堅仁

仲尾 元雄

松尾 紘紀

上柏 皖亮

美野 勝男

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

当町においては、厳しい経済情勢と少子高齢化、さらには年々増大し続ける扶助費等、財源不足の状況は深刻で、今後一層の財政健全化が求められているところである。既に町長以下、一般職に至るまで、給与の暫定削減を実施し、財源不足に寄与してきたところであり、また、国家公務員や地方公務員の定数削減にも取り組んでいる状況であり、議員も現状に甘んずることなく、自ら定数削減をすることにより、行政改革を率先し、他の模範となることが町民の負担と要望に応えるものと考え、議員定数削減が妥当という判断に至った。

以上の理由により、現行定数14人を2人減員し、12人とするものである。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めて行われる一般選挙から施行する。

以上、よろしくお願いします。

(副議長 上北よしえ君 降壇)

○議長(小椋孝一君) これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) それでは質疑を行います。

町の財源不足の状況が深刻で、財政健全化が求められるということで、自ら定数を削

減することで行政改革を率先し、町民の負担と要望に応えるということですが、町民の要望に応えるということは何も定数削減だけが方法ではないと思います。今回の定数削減に至った経緯等を見ても、町民の中に議員を減らせという意見が多いとのことでした。住民の要望に応える議会のあり方など、改革といえばほかにも幾らでも要望に応えるということが必要ではないかと思います。

そういう財政健全化ということで定数の削減が先にありきということで提案されると思いますが思えない部分もあります。その点はどう考えるのか、住民の要望に応える議会のあり方などの議会改革について十分な議論がなかったと私は認識しているんですが、その点のことについてどう考えるのかという点が1点です。

それから地方自治法第91条に定められている市町村議会議員の定数上限は人口1万人以上2万人未満の町村で22人、人口5,000人以上1万人未満の場合でも18人となっています。18議席からでも4議席少ない現在の議員数をさらに減らせば、住民の意見を多様な角度から吸収し議論するという議会の重要な役割は、いわゆる財政健全化の名のもとに損なわれると私は考えます。その点についての発議者の考え方はどうなのかお聞かせください。とりあえず以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 7番、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） 田代議員の質疑にお答えします。

県内では、人口1万人以下の全ての町村の議員定数は12人が最多であります。統計調査により、紀美野町の人口は1万人を割ってしまいました。議会の役割や活性化を勘案し、議員定数削減を極力抑えるにしても近隣市町村とのバランスを考えると、やはり削減は考えなければならないと思います。したがって、近隣市町村とのバランスを考え、次期の議員選挙に当たり、改革を提出したものであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 近隣市町村の人口と議員の割合ということで、そのバランスをとったということですが、3年前の統計なんでちょっと正確さを欠くと思います。実際はこれよりも人口が少し減っているわけですから、この町の議員1人当たりの有権者数は、3年前、2011年の統計で669人です。これは県下で19番目で、議員1人当たりの有権者数は広川町や美浜町、日高町、由良町などよりも多い状態になってい

るんです。ですから、言いたいのは、議員と人口の関係でいえば、人口の少ないところで議員が少なくとも1人当たりの対応する町民というのは、ここの町よりすごく少ないところが結構あるということで、例えば日高町などは600代ですけど、すさみ町とかは420人、太地町が293人、古座川町で283人です。

議員に対する人口との関係を言うのであれば、議員1人当たりが対応できる町民の数をできるだけ少なくしていくということが必要ではないかと思います。特に懸念するのは、人口だけで見ていると、人口とのバランスということになるんですが、年を追って過疎化が進む紀美野町では多くが限界集落となっている、特に美里地域における町民との議会の距離がさらに遠ざかると思われるんですが、その点についてどういう見解をお持ちなのか。地域も広く、人口もどんどん減っていく地域で、非常に距離が遠ざかるということで、むしろそういう衰退していく地域には、より多くの議員を必要とするはずなんですが、その点についての考えをお聞かせください。ただ単に人口とのバランスというだけでは議会の定数を論じることにはならないと思いますが、その点についての考えをお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 7番、副議長、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） 田代議員の再質疑にお答えします。

美里地域の限界集落の人々からの距離が遠ざかるという質疑でしたが、道路も改修され、その地域に出向いていくには車とかいろいろネットの時代でもありますので、そういう遠ざかるなどということは少なくなっていると思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 道路も整備されて、なるほど美里地域では道路も整備されてきましたし、車があれば行けるしネットもあるからそんなに住民の状況の把握や思いを把握するのに問題はないということですが、例えばこの町の高齢化率というのはもう40％へ達していますし、旧美里町の特に奥へ行けば行くほどひとり暮らしであるとか高齢化が進んで、それを民生委員であるとかそういう支えておられるんですが、そういう実態というのは町の行政に反映させていこうと思えば、例えばもう回覧板が回せないとかそういう地域もあるというふうに聞きます。それからごみ出しももちろんできないとか、何とかしてほしい、それからものが欲しくて生活に必要なものを買いに行くということもなかなかできない、近くに店がないという状況です。

それから何よりもヘルパーが今のように介護保険の介護給付が厳しくなってくると、そういうところへの訪問介護を引き受けてくれる事業所がないし、かつてあった事業所も訪問介護から次々に撤退して行って、今一番奥の毛原のほうでも海南から事業所がやっとなって行ってるという状況です。そういうそこに暮らしておられる人たちの状況をやっぱりつぶさにそういうふうにと考えたら、議員の数を減らすということが一体どういうことかということは疑問に思います。

その点についてどうなんか、ただ道がよくなったとかインターネットがあるからとかという、いわゆる利便性だけでは解決のつかない問題があると思います。その地域で生活している人たちの心細さや不安というのに寄り添うということがやっぱり必要ではないかと思います。

それから、議会というのは行政執行者から提示された議案を審議して議決するというだけではなく、地域の課題をさまざまな角度から探り、いわゆる住民の民意というんですか、それを反映した政策を提言するという役目も担っていると思います。だから議員を減らしていけば、そうした働きが損なわれるというふうに私は考えます。それよりも、より多くの人々が議論してより多くの知恵を出すという、そういうことよりも財政のほうの方が大事なのかという問題、その点についてはどういうふうと考えられるのかお伺いいたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 7番、副議長、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） 田代議員の再々質疑にお答えします。

福祉の買い物弱者であるとかごみ出しが困難であるとかという状況があるのに、議員をどうして減らすんかという質疑かと思いますが、議員だけではそういう問題を解決していけないと思うんです。執行部の方やいろいろ近所の方などにもお願いしていかなければ解決はできないと思うんです。それで、福祉の充実もされておりますし、サロンなどの実施もされており、近所とのおつき合いもあると思いますので、執行部のほうから買い物弱者のアンケートをとっていただいても弱者は少ないということも出ております。いろいろな面からみんな支え合って生活されていると思いますので、議員を減らすということでそういう困難なことは起こるとは限らないと思います。執行部の方にもお願いして、いろいろと福祉の充実などを図っていきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時10分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時12分)

○議長（小椋孝一君） 7番、副議長、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） いろいろな課題がたくさんあるのを審議できないとか議員が地域の代表者でなくてはいけないのではないかなということなんです、それは多いほどよいというものではなく、今の現行定数14人をいろいろな課題を検討していかなければいけないので、10人という意見もありましたが2人を削減し、12人ということにとどめたものであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番（美濃良和君） 今田代議員のほうからも質疑があつて、それに対する答弁があつたんですけども、私もこの問題については納得できません。今まで2回ほどの全員協議会での話し合いもやってまいりました。そこで言われているのが人口がどうのこうのということで定数が多いとか少ないとか、そういうふうな議論でありましたが、私はそれは大体まずおかしいと思います。ここにもございますが、これは財政の問題があるから議員の数を減らせと、町長もまたその職員もそういうふうに給料の面で頑張っているんやということ言われているんですけども、それでいうならば、これは議員の報酬の問題について論じるところであると思うんです。議員の数の定数を減らすっていうことについては、これは的は得ていないというふうに私は思います。

本来議会っていうのは議会制民主主義と言う立場をとっているんですね。これは憲法にある地方自治というのが5大原則として位置づけられて、その中で議会が町なら町の行政を町長とともに違った立場から入れてやっていくという。ですから本来ならば町民の皆さん方全員が論じ合つて、この町の行く末をやっつけていかなきゃならないと。ですからそれを全員数千人の人が入る場所もなければそういうこともなかなか難しいことによつてこういうふうに代表を送るという、そういう議会制民主主義をとっているんです。

先ほどの論議の中にもありましたが、いろんな事件、意見、つまり多様な意見をどのようにこの議会の場で論じ合えるのか、これは議会制民主主義の一番の大事なところなんですよ。その数が減っていけば、これは当然多様性がだんだん減らされていくと、そういうことになっていくということで、議会制民主主義が危うくなると、ここに大きな問題があるかというふうに思います。

そういうふうに人口と議員定数だけを論じていくならば、それでは北山村はどうなるんですか。わずか500人に満たない村で、あそこでも6人ですか、の議員がおられると思います。そういうふうに必要なことはしなければならない。また紀美野町において現在も約69億、70億ですか、の一般財源があって、そこで議会費というのは1%に足りないというふうな状況ではないかというふうに思います。ですから財政でこの議員定数を論じるということは大体基本的に間違っているというふうに思います。

私は確かに町民の皆さん方から議会、または公務員に対する批判の声があるわけですが、そのまず議員についての御批判の声は、それは議員として十分な働きをしていないと、そういうところに厳しい声があって、だからそういう議会ならばもっと少なくてもいいんじゃないかという、その話が発展しているんじゃないかというふうに思います。

であるならば議会も変わっていかなくちゃならない、そういうことで、この間議会としても議会改革というところに目も行きつつあると、そういうふうな状況にあるわけで、このところもきちんとしていかなければ、これは議員の数を12人にしようが10人にしようが8人にしようが、これはやっぱり町民の皆さん方から納得していただけないと、そこに問題があると思います。

ですから、この問題を整理して考えなければ、ここにいうところの議員の数を財政の問題、またはここにございませぬ、人口の問題だけで捉えるという、それはやはり一番町民の皆さん方にとって大事な町民の声を届けるという議会制民主主義を危うくすると、このところに行ってしまうては話はないと思います。

先ほどから田代議員とのやりとりを聞いていても話がすっきりしないんです。田舎に行けばやはりあちこち、枝のほうに行けば高齢者だけの小さな集落もございます。そんなところの方々がインターネットをどんだけ使えるのか、そういうふうに考えていってもやはりお話がどうも空中戦、話がかみ合っていないというふうに思います。やはりこのところきっちりとした御説明をいただくとともに、やはり私はもう一度議会のある

べき姿から論じ合っていくべきだというふうに考えます。そういう立場から、御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 7 番、副議長、上北よしえ君。

○7 番 (上北よしえ君) 美濃議員の質疑にお答えします。

議員の報酬とか人口で捉えるべきではない、財政で減らすのは間違いだとか議員のあるべき姿から論ずるべきだとかっていう質疑だったと思いますが、もう一つ小さな集落がたくさんあって高齢者の方々が寄り添って暮らしている、そういうところもあるのではないかという御質疑でしたが、確かに限界集落を迎えようとするような集落もありますが、その地域は地域で、田代議員にも答弁させていただきましたようにサロンとかいろいろな寄り合いで自分らが支え合って生活をされている様子が多々うかがえることがあります。

また、あるべき姿から論ずるべきではないかという質疑ですが、それであるから現行の定数から2人だけを減にして12人としたものであります。

議員の報酬という面ですが、議員の報酬はこれ以上少なくしては、若い方たちが立候補して当選して生活していけるだけの報酬ではないと思います。現在見ていただいてもわかるとおり60歳以上の方がほとんどだと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (小椋孝一君) 13 番、美濃良和君。

○13 番 (美濃良和君) 提案者自体も余りこの問題については積極的ではないんだというふうに思うんですけども、基本的に、やはり先ほどから質疑してるのは多様な意見をどれだけ入れるんかと。ですからふれあいサロンがどうのという、そういう問題は聞いてないですよ。そういうふうな小さな集落、そういうふうなところの声もどれだけ私たちがやっていくかと。それは14人よりも16人、16人よりも18人というふうにするほうが、これは望ましいんですよ。それは当然でしょ。減らせばいいってことにはそこには絶対ならないはずですよ。多様な意見を入れていく、それが議会制民主主義なんだということを踏まえられているんですか。その上での私たちはやりとりしなきゃならんと思うんですよ。これは基本的に議会制民主主義をどうするんかという、そこがこの定数問題の一番の問題ではありませんか。

また、この財政を云々っていうことについて、民主主義の問題と財政の問題を一緒に

ごっちゃにして話し合うっていうのはおかしいんですよ。財政の問題でいうならば、これはお金の支出を減らすために私たちは議員の報酬も考えなければならないというふうに行くではないですか。また今度買うらしいですけども、議会の車、400万円出して買っただけのようでありますけれども、そういうところを始末していくとか、そういうところを論じるのが財政の問題じゃないですか。議員定数っていうのは町民の皆さん方の多様な意見をこの場に持ち寄って論議するという、そういうところじゃありませんか。それが議会制民主主義の基本でしょう。

ですから、さっきから言っているように14人が12人にするとかそんな問題じゃなくて、反対に16人、18人、20人っていうふうな論議になっても、議会制民主主義を言うならばそういうところこそが大事かと思うんですよ。ですから、先ほどからの話を私は答弁になっていない、このように感じます。再度お願いします。

○議長（小椋孝一君） 7番、副議長、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

多様な意見をどうして入れるのかとか議会制民主主義をどうするのかという質疑でしたが、多様な意見は先ほども答弁させていただきましたが、道路の整備も充実してきましたので、車でとか二輪原付きで行こうと思えばどこにでも行ける状況であり、距離も短縮されてきたと思います。議員は高齢化していますが、そういうことは皆できる限りやらせていただくと思います。

14人を12人に削減しても、そういうことは多様な意見を入れてくるということには差し支えないと思います。論議する当たってでも委員会は2つありますが、そういうところに全員参加してでも論議はできると思いますので、14人を12人に、2人削減して12人にしても差し支えはないと思いますので、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 私は、基本的に話がもうずれてしまっているんで残念なんですけども、例えば議会の議員を選んでいただけるのは有権者の町民の皆さん方なんですよね。その選んだいただいた議員がどのような活動をしているのかということを選んだ方々にも見ていただきたい。そのためには、きょう傍聴の方たくさんおいでくださっているんですけども、毎議会ごと傍聴者の方が来ていただくということについて、議会の側もいつ議会があると、それすら十分に有権者の皆さん方にお知らせできていない。そんなこと自体が議会改革というところの第一歩としてできていないんじゃないで

すか。そんなことをして、やはり選んだ議員がどのような活動をしているのか、そしてそこに問題があるならば御指摘をしていただいて、町民の皆さん方がまさに納得のしていただける町民目線で物を見、そしてこの場で論じ合うと、そういうところの議会にしなければならないんじゃないかと思うんです。

そういう立場の議会改革というのはやっと始まるのかなというところに来て、ここで議会の定数を減らす、減らすことによって議会制民主主義がさらに進んでいくというふうな、どうにもそのような言い方のように聞けるんですけども。数を減らせば当然意見が少なくなってくる。幾ら車が通ってでもそのところが十分に行かないのは当然であると思います。やはりきっちりと進めるならば行っていたきたいんですけども、その財政の問題と議会制民主主義の問題がはっきり事を分けて説明していただくとともに、この議会改革の進まない、そのところをごっちゃにして定数削減って行くってことは、これは話はおかしいと思います。

私はもう一度この問題を本来あるべき議会の姿ということにして話をもとに戻して論じ合う、そういうことが大事かというふうに思います。そういう点で、この提案者のお答えをお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 7 番、副議長、上北よしえ君。

○7 番（上北よしえ君） 美濃議員の再々質疑にお答えします。

減らすと意見が少なく論じ合えないという質疑ですが、先ほども答弁させていただきましたように6人でも議会は論じ合えるという、先ほど美濃議員からの質疑の折にもありましたが、6人のところもありますということで、それでも議会は成り立っているのですから、紀美野町は12人にしてでも十分に意見を論じ合えると思います。

そして、この話をもとに戻して話し合ってはどうかという質疑ですが、これは全員協議会で私を含みまして11人の賛成者がいますので、再度論じ合う必要がないかと思っています。

議員の活動している様子をお知らせはできていないということですが、これは議会だよりなど、また出会った地域の方々に今こういうことをできているんだよという話などは十分できているかと思っていますので、それに関しては皆さんが議員活動をしていただけているものと思いますので、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） 議員定数削減についての反対討論を行います。

今回提案の議員定数削減に私は反対します。理由の第１は、町民の中になぜ議員を減らせとの意見が多いのか、住民の要望に応える議会とはどうあるべきかなど、議会改革についての十分な議論がないまま定数の削減ありきということで提案されていると考えるからです。

第２は、地方自治法第９１条に定められている市町村議会議員の定数上限は人口１万以上２万未満の町村で２２人、人口５,０００以上１万未満の場合でも１８人とされています。１８議席からでも４議席少ない現在の議員定数をさらに減らせば、多くの意見を多様な角度から吸収し議論するという議会の重要な役割が損なわれると考えます。

特に懸念するのは、年を追って過疎化が進む紀美野町で、多くが限界集落となっている旧美里地域における町民と議会との距離がさらに遠ざかることです。人口比ではなく衰退していく地域にこそより多くの議員を必要とするはずです。議会とは行政執行者から提示された議案を審議し議決するだけではなく、地域の課題をさまざまな角度から探り、民意を反映して政策提言をするという役目も担っています。討議しながらよい施策を決めていき、町に実現を求めてその結果を監視していく、議会にはそうしたサイクルにかかわる責任があると考えます。

執行部に不手際があれば私たちは議場その他で批判します。しかしそうしたさまざまな問題の多くは、議決した後は執行部任せにしてしまうことにも責任がないとは言えないでしょう。地方自治体は、国と違い住民にとっても近い存在です。しかし執行機関の長は公選で選ばれることがあり、大きな権限を持っているという特徴があります。したがって、執行機関と議会が切磋琢磨するあり方をしっかりと探って制度化し、運営をしていくことが大切だと思います。そのためにも住民参加を取り入れ、住民と歩んでいく議会を目指すべきであり、議員は地域で意見を交換し、民意の吸収に努力を傾けるべきではないでしょうか。

そうした議会本来のあり方に逆行する議員定数の削減に改めて反対の意を表します。

以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

9 番、仲尾元雄君。

(9 番 仲尾元雄君 登壇)

○9 番 (仲尾元雄君) 今副議長から提出されました議員の定数削減条例の改正案に賛成いたします。

先ほど共産党の田代議員から意見がありましたが、我々議員になって、去年、第9次改訂新版議員必携という本を事務局からいただいています。この中に議員定数のことも書かれております。ちょっと読んでみます。町村議会における議員定数は年々減少傾向にあり、今回実施調査、平成23年7月1日調べでは全国平均で1町当たり12.8人と、法改正前の上限数の1町村平均19.5人と比べると6.7人少ない状況にあったと。

それから先ほど田代議員がおっしゃってありました上限数が、23年までの条例では人口2,000人未満の町村は12人とか、人口1万未満の町村は18人であるとかいう上限の数が明記されておりましたが、この23年改訂版からはそういう上限の定数はもう書いておりません。したがって、各地区に応じた定数を議員が真剣に考えて定めるということから、こういう定数の上限の枠も外されております。少し勉強不足でなかったかと批判いたします。

それと、昨今国会でも衆議院議員の伊吹議長は、国会議員の定数削減と国会議員選挙の格差是正を目的とした第三者委員会を設置とのニュースがけさ流れておりました。第三者委員会のメンバーには地方自治体の長や新聞記者の方々も入れたいそうです。もちろん反対する党もあったそうですが、他の党の賛同のもと決定し、各党に委員会の意見を尊重するよう伝えたとのことでした。

議員定数の削減は議員個人の当落に及ぶことになるので、国会でもなかなか決定しにくいようです。しかし、町民ほとんどの方々の御要望に応えることと近隣市町村の議員定数状況を十分把握した上で、第三者に委ねることなく常識のある決断をされる紀美野町議会議員各位に改めて敬意を表し、議員定数削減の今条例の改正案に賛成いたします。

(9 番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

13 番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 今るる賛成討論者がございましたけども、その中で今自民党なり民主党の言っている大きなところで定数問題ございますけれども、あれはまさに政治的な問題で、これは衆議院においては皆さんも御存じのように小選挙区制と比例代表制の2つがあるわけですね。小選挙区制導入によっていろんな問題が起こってきてるわけでございますけれども、あの小選挙区制導入のときに、小選挙区制では民意が反映しないと。つまり大政党が圧倒的に有利になる、そういう選挙制度なんです。

そういうことで当初300の小選挙区制、200の比例代表ということであったわけなんですけれども、それは既に比例代表の1割の20が減らされてきていると。これで有利になったのは大政党なんです。野党になっている小政党については比例代表しか当選できないと。今またそういう比例代表をどう減らすかということで、野党をさらに減らそうということの話し合いがあるようであります。そのところを一緒に論じるということは、これは賛成者の意見に全く話が通っていないと、そのように思います。

先ほど6人の議員でもやっていけるというふうに言われましたが、確かに1人でも2人でもやっていけると思います。昔やったら天皇さんの一声で何もかも決まっておったと、そういうようなところがあるから、こういうふうに民主的な運営をしなければならなくてことで議会制度というのは入ってきたわけですね。

ですから、そのところで当然町民の皆さん方が1万あれば1万、2万があれば2万の声を全部寄せられれば一番いいです。しかしそれができないからそれを代表して選ぶという、そしてその代表者がやっていく。ですからその代表者っていうのはその1万なら1万に近いほどいいわけなんですよね。それを減らしてしまえってことは声を小さくせえと、これは本来先進国における民主的なルール、その議会制民主主義を危うくすることになっていきます。

これは議員だけの問題ではなくて、有権者皆さん方の大問題であると思います。有権者の皆さん方の声がどれだけ議会に反映できるのか、こうなってきますと少なければいいというふうな論議は絶対出てこないはずであります。

まして先ほどから申し上げているように、やはり有権者の皆さん方が議会が自分たちの意見を自分たちの声をどのように町政に反映してくれているのかと、そういうところで非常に興味というんですか、当然のことですけどもそういうお気持ちがあると思います。それに対して私たちも応えられていないところはあると思います。

先ほど議会だよりがあるというふうに言われましたが、1人の議員がせいぜい書けるのは700字そこそこなんです。そこでどんだけのことがあわせえるのか。当然できる限り町民の皆さん方にお知らせするという事で、議会だよりで広報委員も頑張っているんですけども、しかしやはり生のところで来てもらえる、そういうふうにしてもらおうと思えば議会の日程等が事前にお知らせできるという、それすらもできていない状況にあってそういうところは進んでいく、つまり議会改革をどのように進めていくことが大事かと思います。

また提出の理由になっているのは、本来少子化ということで、要するに人口が減ったということなんでしょうけれど、それともう一つは財政の問題、財政の問題であるならば財政の問題として論じるべきだと思います。それをこのように定数というふうなところに持ってくるのがやはり基本的に間違っていると思います。

先ほど言いましたように、私はこの人口っていうならば数百人の北山村でも6人の議員が置けるということで申し上げたんですが、それをちょっと間違えて捉えられたのか、そういうふうに6人でもできるというふうに言われましたが、そうではないということも一言つけ加えておきたいと思います。

何にしても、私は町民の皆さん方にとって大事な町民の皆さんの声が行政にどのように届け、そして反映できるか、その観点から議会の定数を減らすということは町民の皆さん方にとっても大きなマイナスであると。そして今我々がしなければならないのは議会の側が変わっていくという議会改革であるべきだと、そういうことでありまして、この定数削減というふうな方向に持っていくことは間違っている、そういうことでこの案に反対いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

12番、美野勝男君。

(12番 美野勝男君 登壇)

○12番(美野勝男君) 議員定数の減員に賛成する意見を述べます。

このことは議員みずから考えなくてはならないことということで前向きに捉え、議員全員協議会で昨年来何回も慎重に議論を進めてきたところであります。大半の意見が集約できるに至り、今議会が提出時期が一番よいということに決まりました。私の考えは町の人口が1万人以下になってきたこと、そして県内外の町村議員数の状況を見た場合

や、議員活動も道路整備が促進され通信網も充実してきまして時間効率も大変よくなったことや、そして町の経費の削減にもなりますので12名で十分議会機能は果たせると考えまして、現在14名を12名に減ずることに賛成します。

(12番 美野勝男君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

○8番(伊都堅仁君) 私は今回この議案が出るということで、住民にいろいろお聞きしました。紀美野町の議員数は多いから削減すべきやという意見が100%でした。かなり強い要望をいただきました。また紀美野町の人口というのはかなりのスピードで減少しております。それはとりもなおさず税収の減につながっているということで、これはまた議員としても考慮せざるを得ないところでございます。共産党の田代さん、美濃さんの意見はよくわかるんです。議会改革も必要だと私も考えておりますけども、とりあえず今回は議員定数の削減をせざるを得ない、そこらの御意見もよく考慮した上で14人を12人という最低限の減少でとどめたいということで出したものであります。そのことについて私は賛成の意見とします。

(8番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時50分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

◎日程第15 陳情第2号 永谷地区集会所の改築について

○議長（小椋孝一君） 日程第15、陳情第2号、永谷地区集会所の改築について、議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長（伊都堅仁君） ただいまから総務文教常任委員長報告を行います。

付託を受けております、陳情第2号、永谷地区集会所の改築について、慎重に審査を行いました、その結果を御報告します。

陳情内容につきましては、この集会所は子供会及び老人会行事、自治会会合等地区集会のほとんどがこの施設を利用しているとのことでありますが、昭和53年に改築されたもので、老朽化が進んでいる上、耐震基準を満たしていない可能性があり、災害時の避難所としての機能が果たせない状況であることなどから、同場所に建てかえが必要であるとのことであります。

現場調査を実施した後、慎重に審査をした結果、室内はかなり傷んでいる箇所があるなど現状は陳情書のとおりでありました。用地については地元区会において現在の位置で協議済みとのことでありますので、同場所に建てかえることが望ましいとの判断に決しました。以上により、陳情第2号は採択すべきとの結論に達しました。以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（小椋孝一君） 日程第16、議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第17、日程第18及び日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第3号 集団的自衛権の行使に反対する意見書（案）について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第1、発議第3号、集団的自衛権の行使に反対する意見書（案）について、議題とします。

提案理由の説明を願います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） お疲れのところ申しわけございませんけれども、よろしくお願いいたします。

今この先の一般質問でも町長の答弁の中で、我が町の中で自衛隊に入隊している方が

6人おられるというふうにおっしゃられました。そして、そのほかにも除隊をされているものの、また事あればはせ参じなければならない方々も相当いるように思います。憲法が今の解釈のもとで戦争等には行かないっていうことであったわけでございますけれども、ここに来て安倍政権、安倍首相が解釈を変えることによって集団的自衛権の行使ということで、大体アメリカというふうに言われておりますけれども、その他の国であったとしても事あれば一緒に戦争に参加できるというふうな内容の方向に話が進められているように聞きます。

そういうことで、せっかくさきの戦争で多くの犠牲者を出しまして、もう二度と戦争はしないというふうに来ているものが、ここに来て危うくなっているような状況であります。もう二度と戦争によって日本の若者、日本の自衛隊員、現時点としては自衛隊員ですけれども、その若者の血を流すこともあってはなりませんし、またその若者は戦地で血を流させると、そういうようなこともあってはならないというふうに思います。

そういうことから、今、国の安倍政権のほうですけれども、安倍首相が集団的自衛権の行使に向かつての話し合いをしているというふうなことの中で、そのように集団的自衛権の行使をしないように意見書を上げたいと思います。

文面について、私のほうで読み上げたいと思います。

集団的自衛権の行使に反対する意見書（案）

今国会において、憲法9条に関わり、集団的自衛権の行使ができるよう解釈による改憲の動きがあります。

先の大戦から今日まで、日本は戦争によって自衛隊員を一人も死なすことはなく、また自衛隊員が他国の人を殺すこともなく来ることができました。

これは現在の憲法に、他国に対して戦争や武力による威嚇または武力の行使はしないということがうたわれているからであり、そしてその基本姿勢を守ってきたからです。

以前に、イラクなどへ自衛隊の派遣がされたときも、銃を持って戦うことなしに済んだのはこのためです。

しかし、ここに来て憲法の解釈を変え、集団的自衛権を行使すれば、他国との戦争に自衛隊を派遣する。それも銃をとって戦う部隊として派遣することにつながります。

現在紀美野町には6人の現職自衛官がおり、退役した自衛官はそれよりさらに多数います。それらの人たちを危険な目に遭わすことをしてはなりません。

ましてや、最高法規である日本国憲法を改正の手続である国民投票をせず解釈によっ

て変更すれば、立憲主義の国としての日本の威信を大きく傷つけます。よって憲法の解釈による集団的自衛権の行使を絶対しないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月20日

内閣総理大臣 安倍信三

防衛大臣 小野寺五典宛て

和歌山県紀美野町議会

以上、よろしくお願いいたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから発議第3号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

4番、加納国孝君。

(4番 加納国孝君 登壇)

○4番（加納国孝君） この集団的自衛権行使について、私は反対します。日本国民において、戦争を好む人が誰一人としてないと思います。しかし、この自国を守るということを僕は大切にしたいと思います。戦前は外国へ侵略したりするものであるけども、これは自国を守るちゅうことで、きょうの赤旗の新聞に一面記事のトップに安倍軍国主義復活これまでって書いちゃったけども、やっぱりこういうことは民主党時代に、自衛権っていうかある程度構えがなかったら今の尖閣諸島や竹島であろうと、何か外国から今まで戦後なかったことのようなことが今現在起こっています。

ちなみに例え事で悪いけども、転ばぬ先の杖っていうことがあります。転んでから杖をついてもあきません。この集団的自衛権ちゅうのは人間に対しても杖みたいなものです。転んでから言うてもあきません。転ばぬ先の杖。これは集団的自衛権の行使と思っています。それによって、私はこれに反対いたします。

(4番 加納国孝君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 集団的自衛権の行使に反対する意見書に対する賛成討論を行います。

まずお断りして変ですけど、集団的自衛権とは、国を守るために行使されるものではないということです。国を守るために国が攻められたときに行使する権利は個別的自衛権です。それとは明らかに区別して考えてほしいと思います。集団的自衛権とは、例えばアフガニスタンで今戦争を行っておりますが、そういうところへアメリカ軍隊と同時に出て行って、一緒に出て行って戦争を一緒にするというので、例え後方支援であってもNATO軍がアイサップということで、たくさんアメリカ軍の後方支援を行って1,000人以上の戦死者を出しました。そういうことが集団的自衛権ということで、自国を守るための軍事の行使は個別的自衛権ということなんで、それに反対しているわけではありませんので、その辺は明確に区別してほしいと思います。

安倍晋三首相は、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更の閣議決定を今国会中に強行しようと暴走しています。自民・公明の与党協議会に向け、集団的自衛権のことは明記した決定の文案を合意できるよう強く指示するなど、乱暴きわまりないやり方に一片の道理ありません。歴代の自民党政権は、自衛隊創設以来一貫して集団的自衛権の行使は憲法9条のもとで許されないとの解釈を示し、国会や国民に説明してきました。その行使容認は、半世紀以上にわたり幾度となく繰り返してきた国会と国民への説明を根底から覆し、日本を海外で戦争する国へとつくり変える暴挙です。

戦後の安全保障政策を180度ひっくり返す大転換を1内閣の判断だけで行っていいはずはありません。国会への説明も国民的な議論もせず、与党の密室協議だけで強行しようというのは言語道断としか言いようがありません。首相が閣議決定に執着すれば、国民無視の姿勢を浮き彫りにするだけです。

政府は、与党協議会で米国や多国籍軍への軍事支援、後方支援が実施できる4条件を示しました。しかし、公明党が難色を示すとすぐさま撤回し、新たな3条件を示しました。自衛隊員の命にかかわる大問題をこんな節操のないやり方で進めること自体無責任のきわみです。しかも3条件は、他国軍隊が現に戦闘行為を行っている現場で支援活動はしないというもので、自衛隊の活動中に戦闘の発生が予測されるような危険な地域でも軍事支援が可能です。これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵に本格的な道を開くという本質に変わりはありません。今戦闘地域での機雷掃海ということも提案さ

れています。

自衛隊が戦闘地域で活動すれば、相手側の攻撃を招き、それに応戦するのは避けられません。海外の戦争で日本の若者が血を流す事態を招く閣議決定を決して許してはなりません。安倍政権が閣議決定案を示しましたが、地方議会では自民党・公明党議員も賛同して、異議や反対の動きが出ています。

例えば岐阜県では自民党県連が、集団的自衛権の行使容認は性急過ぎるとして県内42市町村議会議長に慎重な議論を求める意見書採択を要請しました。埼玉県越谷市でも18日、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書を日本共産党・民主党・公明党などの賛成多数で可決しました。神奈川県三浦市議会、同県大磯町議会でも意見書を可決しています。まさに閣議決定ノーの声を安倍自公政権に集中させることが今は急務だと考え、この意見書案に賛成をいたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

○8番(伊都堅仁君) 日本の平和憲法というのは結構外国では評価はされているという話を聞いたことがあるんですけども、それはあくまでも第三者的な利害関係の薄い国との関係の中でのことであって、現実には例えば尖閣諸島で主張の対峙しているような国に対して平和憲法で国が守れるかということ、とてもじゃないけどそれは守れない。その理由は、今セイシャ諸島、ナンシャ諸島あたりで行われている中国の強引なやり方を見ていると、とてもではないけども、それが今日本が守られているというのは平和憲法のおかげではなくて日米安保条約のおかげかなというふうに感じざるを得ないわけがあります。

安保条約がアメリカの力が万全であれば、安保条約でこれがもう十分やっっていけるだろうと思います。ただ、アメリカの力が相対的に衰えていくということを考えた上で集団的自衛権というものが出てきたと。それもその憲法改正を行わないでやるということになりますと非常にその使用というのは限定されたものになると思いますんで、先ほどの田代さんの意見のようなそういう問題では本質的にはないんじゃないかなというふうに思いますし、現行の中で可能性として集団的自衛権の行使というのを当然考えていかなきゃいけないということで、私はこの意見書の提出に反対いたします。以上です。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長 (小椋孝一君) 起立少数です。

したがって、発議第 3 号は否決されました。

◎追加日程第 2 発議第 4 号 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書
(案) について

○議長 (小椋孝一君) 追加日程第 2、発議第 4 号、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書
(案) について、議題とします。

提案理由の説明を願います。

1 3 番、美濃良和君。

(1 3 番 美濃良和君 登壇)

○1 3 番 (美濃良和君) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書 (案) です。

提出者は私美濃良和と賛成者田代哲郎議員です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

理由ですが、紀美野町は大変高齢者の多い町であります。こういうふうな町でありまして、その方々が健やかにこの町で過ごしていただく、そういうふうな状態をつくっていかねばならないというふうに思います。さきの一般質問でも議員の中から認知症に関する発見させる検査が必要じゃないかと、こういうふうな御意見もございましたけ

れども、そこで発見された認知症の方がどのようにその後ケアしていくのか。そういう方々がやはり早い段階で、要支援あるいは要介護１・２のあたりでこのサービスを受けられるというふうな状態がなければならないというふうに思います。

しかし、この地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法、医療・介護総合法というふうに略して言われておりますけれども、この法律が通れば、そういう面が非常に問題になります。例えば介護保険から要支援の外されるという話がございます、それをボランティアとかNPOなんて紀美野町にはございませんので、事業所がやっていかなきゃならない。その方々のところで通所サービスなり、また訪問サービスを受けるにしてもお金について十分に国のほうから来なければ、追加料金などを個人の方が払っていかなければならない。またそれを援助するために町としても援助していくにも今大変厳しい状況、２８年度からいよいよ合併による交付税の減額が始まってまいります。そういうふうに財政的にも厳しい問題があります。

そしてまた所得が少ない方が世帯分離等で施設を利用している場合に補足給付というのがございますけれども、この法律で補足給付が世帯分離をしていてもだめだというふうな形で、夫婦の分が算定されて、その上で料金が設定されてくるというふうな話もなっております。また現在では要介護度１・２は老人ホームには入所できない等々大変厳しい問題があって、それを町が応援するということ自体も大変厳しい状況になるならば、何としても地域における医療費及び介護の総合的な確保推進するための関係法律整備に関する法、これの撤回を求めているかなければならないというふうに思います。

国のほうにおいて金がないかといえないことはなくて、最近トヨタ自動車が法人税を５年間ゼロだったというふうなことが判明されました。大企業については法人税が大きく減額されている。また高額所得者、我々の中には恐らくおられないでしょうけれども、年俸１億円とかそんな方々になってまいりますと、今から、我々が若いころですから二、三〇年前に比べれば半分ぐらいになっている。そういうふうに変にお金持ち減税、また大企業減税がされてきている、そういうふうな状況があるわけでございます、さきの憲法問題でございましたけれども、軍事予算等にも多額が回っていると。そういうふうなことを考えれば、本当に正しく皆が納得できる税の使い方を考えていただければ、高齢者の方々、そういう方々のサービスは十分にやっていける。そういうことで、この地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法の撤回を求めたいと思います。

私のほうで意見書（案）を朗読させていただきます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書（案）

新しい法律は、①要支援者の訪問・通所介護の保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえる。②一定の所得者から利用料を1割負担から2割に引き上げる。③特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定。④低収入で介護施設に入所する人に対する「補足給付」の縮小。⑤病床の再編・削減を都道府県で推進。従わない場合は病院名の公表、補助金の除外など制裁措置。⑥看護師に医療行為を委ねる研修制度。⑦医療事故を調査する第三者機関設置などが盛り込まれています。

この法律によって、要支援者のサービスをNPO、ボランティアなど非専門職を活用するとなっています。

非専門職になれば、専門的な知識がないため、利用者の異常に気づかないなどの問題が出てきます。またNPO、ボランティアがない市町村では、現在の事業所に委託する場合に町の財政的な問題が出てきます。

独居の高齢者で介護の必要な要支援者は、通所サービスで食事やあるいは入浴で健康を保てる方が多く、また訪問介護を受けている方にとって、風呂やトイレの掃除あるいは買い物、ごみ出しのサービスを受けていますが、打ち切られれば町で支援ができるのが問題です。

さらに、状態が進み施設への入所をさせる場合に、要介護3以上でなければさせられなく、家族の介護に関する負担が大きくなります。

「補足給付」がなくなる家庭も出てくることも心配されます。

財政力の弱い市町村にとって深刻な問題が多々出てくること。町の介護の必要な家庭にとっても今回の新法は問題があり過ぎます。

よって、「地域に医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年6月20日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 田村憲久宛て

和歌山県紀美野町議会

以上、よろしくお願いいたします。

(1 3 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第 4 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

2 番、町田富枝子君。

(2 番 町田富枝子君 登壇)

○ 2 番 (町田富枝子君) 今美濃議員のほうから新しい法律のことについて述べられましたが、私たちは要支援者の訪問・通所介護の要支援 1・2 は保険給付から外すということをここで美濃議員は言われましたが、そうでないということを聞いています。この 2025 年、団塊の世代が 75 歳を迎えるときには本当にたくさんの高齢者が生まれるわけです。それは今の施設であるとか、また今の状態でたくさんの高齢者の介護をすることができないということで、今新しい法律を進めているところであると聞いています。

よって、これからまた町によっても、また各自治体によっていろんなサービスの仕方が変わってくると思うので、これからこの町において一番最高のうちの高齢者の人たちが安心して暮らせる、そういうシステムをこれからみんなで考えて構築していくものであると思うので、反対をします。

(2 番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○ 3 番 (田代哲郎君) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法」の撤回を求める意見書(案)への賛成討論を行います。

国民の安心の仕組みを根本から揺るがす地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備に関する法、医療・介護総合法が自民・公明両党などの賛成多数で参院で可決・成立しました。参議院審議で法案の重大な欠陥が明らかになり、政府がみずから行ってきた法案の説明は撤回に追い込まれるなど、ずさんな法案の姿が

浮き彫りになる中での強行です。

患者、高齢者、医療介護従事者の怒り、地方自治体からの異議を無視して成立を押し切った安倍晋三政権と与党に一片の道理也没有ありません。

医療・介護総合法は、安倍政権が進める消費税増税と社会保障一体改悪路線の柱です。自己責任の社会保障の姿勢を露骨に打ち出し、医療・介護のさまざまな分野で、国民に負担増と給付減を強いる方針を列挙しています。介護保険では、2000年の制度発足以来前例のない大改悪が幾つも盛り込まれました。年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担の1割から2割へ引き上げはその典型です。高齢者5人に1人が対象となる利用料の2倍化は、介護を必要とする高齢者の生活に打撃を与え、利用抑制を引き起こしかねないものです。

しかも負担増となる高齢者世帯が経済的余裕があると説明してきた厚労省は、動かぬ証拠を突きつけられて説明を撤回し、厚生労働大臣が非を認めました。負担増を強いる根拠が崩れた以上、法案を撤回するのが筋です。要支援1、要支援2の人が使う訪問介護・通所介護を国の保険給付対象から除外し市町村の事業に丸投げする改悪でも、従来の厚労省の説明と異なりサービスが大幅に低下するおそれがある新事実も発覚しました。特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化する一方、待機者にもなれなくなった多数の人の行き場を何ら保障しない政府の無責任さも浮き彫りになりました。

社会保障の基本にかかわる19本もの法案を一括審議でごり押しした安倍政権の暴走は、国民の命と健康を軽んじる姿勢そのものにほかなりません。国民に保険料負担増ばかりをし介護を受ける権利を奪う医療・介護総合法は、制度の理念に真っ向から逆らうものです。介護難民、老人漂流社会を深刻化させ、患者と高齢者の症状悪化を加速し、医療・介護保険の財政をさらに悪化させるのは必至です。負担増・給付減による利用抑制路線の破綻と行き詰まりはいよいよ明らかです。個人や家族に負担と犠牲を強いる自己責任の社会保障ときっぱり決別することが求められます。安倍政権の社会保障の連続改悪を阻むとともに、地方自治体ごとで医療・介護の給付水準の切り下げや後退を許さない世論が重要です。そうした立場から、この意見書案に賛成の意を表します。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから発議第４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○議長（小椋孝一君） 起立少数です。

したがって、発議第５号は否決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（小椋孝一君） これで本日の会議を閉じます。

平成２６年第２回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 ３時１１分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月20日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 伊 都 堅 仁

議 員 仲 尾 元 雄